

官報

平 成 九 年 二 月 二 十 日

○第四百十回 衆議院會議録 第九号

平成九年二月二十日(木曜日)

午後一時 本会議

○本日の會議に付した案件

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び
租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災
者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する
法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣
旨説明及び質疑

午後一時三分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより會議を開きま
す。

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出)及
び租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の
被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に
関する法律の一部を改正する法律案(内閣
提出)の趣旨説明

○議長(伊藤宗一郎君) この際、内閣提出、酒税
法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法及
び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法
律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律
案について、趣旨の説明を求めます。大蔵大臣三
塚博君。

(國務大臣三塚博君登壇)

○國務大臣(三塚博君) ただいま議題となりまし
た酒税法の一部を改正する法律案及び租税特別措
置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税
関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正す
る法律案、以上の趣旨を御説明申し上げます。

まず、酒税法の一部を改正する法律案についま
して、御説明申し上げます。

本法律案は、現行の蒸留酒に係る酒税の税率格
差をガット第三条に整合的なものとするを要
請した昨年十一月のWTOの勧告に対応するた
め、しゅちゅうウイスキー類、スピリッツ類
及びリキール類に係る税率を見直し、税率格差

の縮小を図るものであります。

以下、その大要を申し上げます。

しゅちゅうウイスキー類及び乙類並びにリキール類
の税率を現行のスピリッツ類の水準まで引き上
げ、これらの酒類の税率をアルコール分一度当
たりで同一とすることとしております。また、これ
らの酒類とウイスキー類とのアルコール分一度当
たりの税率格差を一・〇三倍に縮小するため、ウ
イスキー類の税率を引き下げることとしておりま
す。

次に、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の
被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する
法律の一部を改正する法律案につきまして、御説
明申し上げます。

本法律案は、最近における社会経済情勢等に顧
み、住宅・土地関連税制等について適切な対応を
図るほか、租税特別措置の整理合理化その他所要
の措置を講ずるとともに、阪神・淡路大震災に関
する特例等の措置を講ずるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

まず、租税特別措置法の一部を改正する法律案
について申し上げます。

第一に、住宅・土地関連税制について、住宅需
要を刺激するための措置として、住宅取得促進税
制を当初拡充した上、段階的に適正化を図ってい
くという見直しを行うこととするほか、住宅の取
得等に係る登録免許税の特例の拡充、不動産譲渡
契約書等に係る印紙税の税率の引き下げ等の改正
を行うこととしております。

第二に、社会経済情勢等に対応するため、特定
の中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越
控除の創設等の措置を講ずるほか、沖繩振興の観
点から、沖繩に対する税制上の特別措置の新設拡
充を行う一方、企業関係の租税特別措置等につい
て整理合理化等を行うこととしております。

以上のほか、民間国外債の利子等の非課税制度
等適用期限の到来する特別措置について、実情に
応じてその期限を延長する等所要の措置を講ずる

こととしております。

次に、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税
関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正につ
いて、御説明申し上げます。

阪神・淡路大震災の被災者の住宅の再取得等を
支援するため、被災者が住宅の再取得等に係る住
宅借入金等を有する場合の住宅取得促進税制の特
例等の措置を講ずることとしております。

以上、酒税法の一部を改正する法律案及び租税
特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係
る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を
改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明
申し上げた次第であります。(拍手)

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出)及
び租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の
被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に
関する法律の一部を改正する法律案(内閣
提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(伊藤宗一郎君) ただいまの趣旨の説明に
対して質疑の通告があります。これを許します。
上田清司君。

(上田清司君登壇)

○上田清司君 私は、新進党を代表して、酒税法
の一部を改正する法律案並びに租税特別措置法及
び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法
律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律
案について、総理及び関係大臣に質問をさせてい
ただきます。

まず、酒税法の一部改正案でありますが、去
る二月十三日、世界貿易機関、WTOは、日本に対
して酒税格差是正の実施は十五カ月が妥当とする
裁定を下し、日米両国に通告したことは御承知の
とおりであります。

政府提出の改正案は、しゅちゅうウイスキー類につ
いて十三年十月一日となっておりますので、この改正
案はWTO裁定に反する内容になるわけでありま

す。政府部内では関税で調整するという話もあるようですが、ある意味ではWTOの裁定の結果が見えていたわけですから、裁定をクリアできる改正案を最初から出すのが筋であると思いますが、なぜ現改正案になったのか、理由をお伺いしたいと思います。

関税によって米国の協議調整を行うという答弁を予想して申し上げますが、蒸留酒の関税撤廃が欧米での潮流であることを踏まえての改正案であるのか、いささか疑問に思うところです。この点についても御見解をお聞きしたいと思います。消費者にとって、しょうちゅうは高くなる、ウイスキー類は安くなるといった痛み分けの改正案でもありますが、九年十月一日と十年十月一日に、しょうちゅうあるいはウイスキーはそれぞれ幾ら値上がりし幾ら値下がりになるのか、概算で結構ですので、大蔵大臣には国民にわかりやすくお答えをしていただければ大変ありがたいと思います。

一方、今回の改正案は、しょうちゅう製造業者にとっては死活問題になりかねない事態でもあります。既に、業界対策として二百億の財政支援策、金融・税制面での対策が講じられております。私は、あくまで零細中小業者の育成支援につながる前向き、積極的な支援策に限るべきだと考えますが、どのような業界育成支援のための支出となっていくのか、具体的事例を挙げて御説明をいただきたいと思います。

さらに、残念ではありますが、とかく我が国は、世界の貿易ルールについては、ぎりぎりの段階に追い込まれてから対処するというパターンを繰り返しております。くれぐれもグローバルな潮流についてはスピーディーに対処していただくように、政府にお願いを申し上げる次第であります。

次に、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案について質問させていただきます。

まず、いわゆる住宅取得促進税制の効果について、平成八年度の新設住宅着工戸数が極めて高い水準で推移していることなどから、それなりに評価をさせていただくことができると思います。今回の改正案は、住宅借入金等の年末残高一千万以下の部分に適用される控除率を引き上げ、適用期限を平成十三年まで五年延長するものであります。

これまで、景気対策としても住宅関連税制のインセンティブは大きいものと考えられてきました。しかし、平成九年度以降に降って言えば、消費税率の引き上げによって、その効果は極めて低いものと考えざるを得ません。例えば頭金一千万で四千万のローンの住宅を購入した場合、平成八年度は消費税額を二百二十万円払っても、六年間の控除の合計百六十万から四十万おつりが来るわけでありまして、改正案をもとに、平成九年度は、同じように頭金一千万で四千万のローンの住宅を購入した場合は、消費税額は二百万円、六年間の控除額は百八十万ということになり、控除額で消費税を払うことができないばかりか、マイナス二十万円ということになります。

以上のように、私は、消費税率五％によって、この住宅取得促進税制の改正案は必ずしもその名のとおり住宅取得促進につながるのではないのではないかと危惧しております。大臣の御所見をお伺いしたいと思っております。改正案によって予定される住宅取得促進の具体的な計数などあれば、御教示いただきたいと思います。

同様に、阪神・淡路大震災の被災者の再建住宅に係る住宅取得促進税制の特例についても、同じように頭金一千万、四千万のローンの住宅の取得をした場合、改正案は六年で控除額が五十万ふえて二十万まで控除できるとしても、消費税が八十万ふえるので、差し引き十萬円のメリットにしかありません。実際に住宅取得のための意欲がわくのかと疑問に思うわけであります。

兵庫県に限定してもいいのですが、この特例案によって被災者の方々にとってどのぐらい住宅取得促進になるのか、予定件数があれば御教示いただきたいし、現行の促進税制の利用件数も出していただきたいと思います。

私は、住宅に関する被災地対策からすれば、少し視点がずれているのではないかと思います。なぜなら、被災地における応急仮設入居者は、御承知のように、七〇％の方々が三百万以下の所得であります。応急仮設入居者の方々の救済するのが緊急の要件だとすると、住宅取得促進税制の特例は実際には役に立たないのではないのでしょうか。むしろ、公営住宅の建設または民間の家賃補助が有効ではないかと考えます。御所見を承りたいと思います。

事実、厚生省の調査では、兵庫、大阪府の応急仮設入居戸数及び入居人は、合計で、それぞれ三万七千二百四十一戸、七万五千九百九十四人となっています。平成九年二月十四日の日付であります。ちなみに、平成八年六月に、応急仮設入居戸数が四万一千八百四十六、入居人数が七万九千八百四十六ですから、この八ヶ月間で応急仮設戸数が四千六百五、入居人数が九千二百五十二人しか減っていません。この際伺いますが、仮設入居者はいつまでに仮設住宅から脱出できるのか、明確に答弁をいただきたいと思います。

阪神・淡路大震災からちょうど二年たちました。七万人以上の方がまだ仮設住宅に居住を余儀なくされております。この現状、あるいはまた日本海原流出事件のひしやくをもつてもそうですが、この文明国日本で何とかならぬのかと思うのは私だけではないと思います。恐縮ですが、総理の感想を述べていただき、仮設入居者の対策についても改めてお伺いしたいと思います。

さて、私たちは、代表質問あるいは予算委員会を通じて、財政再建のために経済再建が必要であると論じてきました。既に述べましたように、税制は経済活動の刺激策として最も有効性の高い

施策であります。そういう意味で、昨年末の税制改正は大変期待されたところであります。

しかし、実際は、法人税制の抜本的な見直しの先送りを初め、多くの課題が残されてしまいました。「ビジョン」欠く税制改正案「新たな税制改革へ出直し」を「税制改正案が忘れたこと」「行革の熱意はどこにある」「長期展望ない税制改正」、このスローガンは、昨年の税制改正時における日本経済新聞、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞等の社説のタイトルであります。政府の税制改正が余りにも不徹底であったという解説に尽きています。

私も経済構造改革の数々の課題を一年やそこらで簡単に解決できるとは思いませんが、税制改正は単年度でできるはずですから、今からでも遅くはありません。経済活性化のため、改めて申し上げます。特別減税の継続、有価証券取引税及び取引所税法の廃止、地価税の非課税、以上三点を早急に実行すれば、日本経済再建のターニングポイントになることは間違いないと考えます。

総理のリーダーシップに期待し、明快なる御答弁を求めて、質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇)
○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 上田議員にお答えを申し上げます。

まず、被災地における住宅取得促進税制などの住宅対策についてお尋ねがございました。まず、住宅取得促進税制につきましては、阪神・淡路大震災に係る特別の措置でありまして、十分な効果があると考えております。被災者向けの公営住宅につきましては、需要に対応して約三万九千戸を供給することといたしております。

また、民間賃貸住宅居住者については、阪神・淡路大震災復興基金を活用しての支援を行うことにいたしました。仮設住宅に入居していらっしゃる方々への対応につきましては、仮設住宅に居住しておられる低所得者で希望する方のはば全員が平成十年度中に公営住宅に入居できるようにする

ことを目標に、災害復興公営住宅の整備の推進を図ってあるところであります。また、公営住宅への円滑な入居を図るために、あわせて特別な家賃低減対策を講ずることとしております。

次に、日本海における原油流出事故にも言及をされました。

平成二年のリベリア船籍の事故の教訓として、荒天時の外洋において有効に機能し得る資機材が必要であるという指摘があり、その後検討が続けられておりますけれども、残念ながら、世界的にもこのような資機材が実用化されておらず、我が国におきましても、現時点ではこのような資機材が採用されるに至っておりませんでした。結果として議員が御指摘になりましたような状況を生出したことを、まことに申しわけなく考えております。

次に、特別減税の継続などについての御意見がございました。

まず、特別減税につきましては、回復の動きが続いている現在の経済状況、さらに、危機的な財政状況のもとでの財源を特例公債によらなければならぬ、こうしたことから実施をしないこととしたところであります。

次に、有価証券取引税につきましては、平成八年度税制改正におきまして税率を軽減する措置を講じてまいりました。有価証券取引税あるいは取引所税のあり方につきましては、金融システム改革全般の進展状況を踏まえながら、株式等譲渡益課税を含む金融・証券税制全体の中で検討したいと考えております。

次に、地価税につきましては、平成八年度税制改正におきまして税率を半減する等の措置を講じてまいりました。地価下落もありまして、地価税負担は相当減少していることを御理解賜りたいと考えております。

私どもは、今、平成九年度予算の早期成立に努めながら、平成八年度補正予算とあわせての切れ目のない経済運営により、円滑な執行に努力いたします。

から、適切な経済運営に努めてまいりたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

(国務大臣三塚博君登壇)

○国務大臣(三塚博君) まず、酒税法の改正法案についてのお尋ねでございますが、今回の酒税法改正法案は、本件のもととの当事国であるEUと正式に合意した内容であります。ただ、今回の仲裁において経過期間が問題とされるところでありますが、この点については、仲裁によって定められた期限であります平成十年二月一日までに、米国の間で代償措置を含めWTO協定に従い解決してまいりたいと考えております。

いずれにしても、本改正案の内容はWTOの勧告に沿ったものと考えており、仮に改正が行われない場合には、WTOの勧告に沿った前進は一切図られず、我が国の国際的な立場は一層厳しくなってしまうことから、今国会においてぜひ成立を図る必要があることを御理解いただきたく存じます。

また、蒸留酒の関税に関するお尋ねでございますが、現改正法案は、EUとの合意を踏まえ、ウイスキー、しょうちゅう等の税率改正を内容としております。さらに、これに加えて、平成十年度の関税改正において、EUが関心を有する、平成十六年四月までに段階的にゼロまで引き下げる予定のスコッチ等のウイスキー、ブランドーの関税について、平成十年十月一日以降、しょうちゅう乙類の残存格差相当分だけ引き下げることに同意をいたしております。

今改正による酒税率の増減額についてのお尋ねにお答えいたします。

通常瓶の標準的な商品では、しょうちゅう甲類については、平成九年十月に約八十三円、平成十年十月に約八十三円の引き上げとなっております、また、しょうちゅう乙類については、平成九年十月

に約八十七円、平成十年十月に約八十八円、平成十三年十月に約八十八円の引き上げとなっております。一方、ウイスキーについては、平成九年十月に約三百一円、平成十年十月に約九十九円の引き下げとなっております。

酒類の価格はそもそも自由価格であり、税率改正に際し各酒類製造業者がどのように価格設定を行うかについては、基本的には市場において個々の企業の自主的な判断に基づき決定されるべきでございます。また、酒税率の増減額が価格にそのまま反映されるとすれば、その額に消費税相当額の増減を含めて価格が変化することになるものと考えられるところであります。

しょうちゅう製造業界に対する財政支援についてのお尋ねであります。今般の酒税法改正に当たっては、そのほとんどが中小企業であるしょうちゅう乙類製造業者について、業界の構造改善、経営の近代化等を一層促進していく観点から、日本酒造組合中央会において、近代化、合理化のための施設整備に対する助成、需要振興などの事業を実施するほか、転廃業を余儀なくされる者に対する転居給付金の支給を行うこととしていたしております。このため、平成八年度補正予算及び平成九年度当初予算において所要の財政措置を講じているところであります。

消費税引き上げによる住宅取得促進税制の効果についてのお尋ねであります。消費税率5%への引き上げは、先行実施しております所得税、個人住民税の恒久減税とおおむね見合うものでありまして、税制改革の影響を平成六年以降について全体としてとらえていただければ、住宅の取得に押しよせ、住宅取得促進税制の具体的な効果については、税制のみならず、財政面、金融面を含めさまざまな諸措置が講じられたところでありまして、本改正案のみを取り出した住宅取得促進効果を御示しすることは困難でありますから、御理解をいただきたいと思います。

いづれにせよ、今回の住宅取得促進税制の改正は思い切った内容であり、住宅投資を相当程度促進するものと期待されます。

被災者の再建住宅に係る住宅取得促進税制の特例についてのお尋ねであります。阪神・淡路大震災については、その被害が広範な地域にわたる、同時、大量、集中的に発生したことを踏まえ、地震発生直後からさまざまな支援措置を講じてまいってきたところであります。このような中で、今回の特例は、借入金年末残高一千万円以下の部分に適用される控除率を、全控除期間、六年間でありまして、を通じて拡充するという思い切った措置を講じたものであります。この特例の適用予定件数については確たることは申し上げられませんが、これまでの住宅に関する税制上の措置や財政金融等の措置とあわせ、被災地における早期の住宅再建に資するものと考えておるところであります。

以上であります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十三分散会

出席国務大臣
内閣総理大臣 橋本龍太郎君
大蔵大臣 三塚 博君
出席政府委員
大蔵省主税局長 薄井 信明君

官 報 (号 外)

○議長の報告

(報告書受領)

一、去る十八日、内閣から次の報告書を受領した。

平成八年度第二・四半期における国庫の状況
一、去る十八日、内閣を経由して郵政大臣堀之内久男君から、放送法第三十八条第二項の規定に基づき日本放送協会平成七年度業務報告書及びこれに付する同大臣の意見並びに監事の意見書を受領した。

(理事辞任)

一、去る十八日、農林水産委員会において、次のとおり理事の辞任を許可した。

一、昨十九日、常任委員会において、次のとおり理事の辞任を許可した。

外務委員会

理事 松沢 成文君

労働委員会

理事 吉田 治君

安全保障委員会

理事 福島 豊君

(理事選任)

一、去る十八日、農林水産委員会において、次のとおり理事を選任した。

理事 藤田 スミ君

一、昨十九日、常任委員会において、次のとおり理事を選任した。

外務委員会

理事 松本 善明君

労働委員会

理事 金子 満広君

安全保障委員会

理事 中路 雅弘君

(理事補欠選任)

一、去る十八日、農林水産委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 久保 哲司君 (理事実川幸夫君去る一月二十八日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

春名 真章君

農林水産委員

志位 和夫君

補欠

林 幹雄君

補欠

村岡 兼造君

補欠

志位 和夫君

補欠

林 幹雄君

補欠

村岡 兼造君

補欠

志位 和夫君

補欠

林 幹雄君

補欠

村岡 兼造君

補欠

志位 和夫君

補欠

林 幹雄君

補欠

村岡 兼造君

補欠

志位 和夫君

補欠

林 幹雄君

補欠

村岡 兼造君

補欠

志位 和夫君

補欠

林 幹雄君

吉田六左門君

坂口 力君

西田 猛君

枝野 幸男君

坂上 富男君

前原 誠司君

佐々木隆海君

古堅 実吉君

小坂 憲次君

石破 茂君

文教委員

中山 成彬君

下村 博文君

厚生委員

松本 純君

田中 和徳君

村山 富市君

横光 克彦君

予算委員

江藤 隆美君

大原 一三君

村上誠一郎君

生方 幸夫君

海江田万里君

仙谷 由人君

矢島 恒夫君

上原 康助君

新井 将敏君

砂田 圭佑君

川内 博史君

中川 智子君

桑原 豊君

島山健治郎君

尾身 幸次君

西川 知雄君

小池百合子君

仙谷 由人君

生方 幸夫君

海江田万里君

仙谷 由人君

矢島 恒夫君

田中 和徳君

橋 康太郎君

目片 信君

北村 哲男君

桑原 豊君

細川 律夫君

木島日出夫君

島山健治郎君

土屋 品子君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨十九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員

鰐淵 俊之君

古堅 実吉君

長内 順一君

東中 光雄君

東中 光雄君

古堅 実吉君

長内 順一君

東中 光雄君

東中 光雄君

古堅 実吉君

長内 順一君

東中 光雄君

東中 光雄君

古堅 実吉君

長内 順一君

東中 光雄君

東中 光雄君

古堅 実吉君

長内 順一君

東中 光雄君

東中 光雄君

古堅 実吉君

長内 順一君

東中 光雄君

東中 光雄君

古堅 実吉君

長内 順一君

東中 光雄君

東中 光雄君

江藤 隆美君

村上誠一郎君

大原 一三君

海江田万里君

仙谷 由人君

生方 幸夫君

矢島 恒夫君

上原 康助君

新井 将敏君

砂田 圭佑君

川内 博史君

中川 智子君

橋 康太郎君

桑原 豊君

島山健治郎君

尾身 幸次君

西川 知雄君

小池百合子君

仙谷 由人君

生方 幸夫君

海江田万里君

仙谷 由人君

矢島 恒夫君

上原 康助君

新井 将敏君

砂田 圭佑君

川内 博史君

中川 智子君

橋 康太郎君

桑原 豊君

島山健治郎君

尾身 幸次君

西川 知雄君

小池百合子君

仙谷 由人君

生方 幸夫君

海江田万里君

仙谷 由人君

矢島 恒夫君

上原 康助君

新井 将敏君

江藤 隆美君

村上誠一郎君

大原 一三君

海江田万里君

仙谷 由人君

生方 幸夫君

矢島 恒夫君

上原 康助君

新井 将敏君

砂田 圭佑君

川内 博史君

中川 智子君

橋 康太郎君

桑原 豊君

島山健治郎君

尾身 幸次君

西川 知雄君

小池百合子君

仙谷 由人君

生方 幸夫君

海江田万里君

仙谷 由人君

矢島 恒夫君

上原 康助君

新井 将敏君

砂田 圭佑君

川内 博史君

中川 智子君

橋 康太郎君

桑原 豊君

島山健治郎君

尾身 幸次君

西川 知雄君

小池百合子君

仙谷 由人君

生方 幸夫君

海江田万里君

仙谷 由人君

矢島 恒夫君

上原 康助君

新井 将敏君

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)

以上二件 地方行政委員会 付託
国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号) 文教委員会 付託
(調査要求承認)

一、農林水産委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十八日これを承認した。

国政調査承認要求書

- 一、調査する事項
 - 一、農林水産業の振興に関する事項
 - 二、農林水産物に関する事項
 - 三、農林水産業団体に関する事項
 - 四、農林水産金融に関する事項
 - 五、農林漁業災害補償制度に関する事項
 - 二、調査の目的

農林水産業の実情を調査し、その振興を図るため
 - 三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
 - 四、調査の期間

本会期中
- 右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。
- 平成九年二月十八日
- 農林水産委員長 石橋 大吉
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十九日これを承認した。

国政調査承認要求書

- 一、調査する事項

国際情勢に関する事項
- 二、調査の目的

国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため

三、調査の方法
関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

平成九年二月十九日

外務委員長 逢沢 一郎
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

国政調査承認要求書

- 一、調査する事項
 - 一、労働関係の基本施策に関する事項
 - 二、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項
 - 二、調査の目的

労働行政の実情を調査し、その対策を樹立するため
 - 三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
 - 四、調査の期間

本会期中
- 右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。
- 平成九年二月十九日
- 労働委員長 青山 丘
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

国政調査承認要求書

- 一、調査する事項

国の安全保障に関する事項
- 二、調査の目的

国の安全保障における防衛等の実情を調査し、その対策を樹立するため
- 三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

平成九年二月十九日

安全保障委員長 伊藤 英成
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(答弁書受領)
一、去る十八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員辻元清美君提出ルワンダへの平和協力隊の派遣に関する質問に対する答弁書

平成九年二月四日提出
質問 第三号

ルワンダへの平和協力隊の派遣に関する質問
主 意 書

提出者 辻元 清美

ルワンダへの平和協力隊の派遣に関する質問主意書

本年二月に政府が予定している、ルワンダ難民の帰還及び再定着支援のために、現地の日本の非政府機関(以下NGO)を国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律による平和協力隊員とする措置につき、再検討を求めて質問する。

① 国連平和維持活動(以下PKO)における非軍事活動及びNGOの問題などに関するこれまでの政府の措置等について。

一 一九九一年の国連総会PKO特別委員会において、日本政府代表は副委員長を務めていたが、北欧諸国の提案するPKOにおける文民の使用強化を求める決議案に修正を求めたが、その理由は何か。

二 質問一に關し、国連事務総長に対して文民の使用を要求(Engage)する北欧諸国案の言葉づかいが適切ではなかったことが修正を求めた理由とされているが、一九九〇年以前に、

国連総会、安全保障理事会、経済社会理事会及びそれぞれの下部機関において、当該の言葉が使われた例はまったくなかったのか。

三 質問二に關連し、日本政府代表が修正を求めた結果、決議案は文民の利用を事務総長に促す(Engage)となったが、事務総長に対して、一九九〇年以前に、国連総会、安全保障理事会、経済社会理事会及びそれぞれの下部機関において、当該の言葉が使われた例はどれだけあったか。

四 一九九三年九月より、国連合同監査団がPKOの文民要員に関する監査報告(CIU/Rep/93/6)を発表しているが、本報告に關する政府の見解は何か。

五 一九九三年九月より、オーストリア政府が同国のNGO「オーストリア平和紛争解決センター」を協力してPKOの文民訓練コースを設置するが、これに關して当時政府はどのような情報を手に入れたか、また現在に至るまで本訓練コースの様子をどのように把握しているか。

六 質問五に關連し、これまで政府がこの訓練コースに人員を派遣したことはあるか、あれば何人か、または調査団等を派遣したことはあるか。

七 質問六に關連し、人員を派遣したことがある場合、その結果をどのように評価しているか、また、派遣結果に關する報告書の内容を示された。

八 質問六に關連し、人員を派遣したことがない場合、それはなぜか。

九 一九九五年七月、オーストリア政府とオーストリア平和紛争解決センターが「国連PKOのための文民育成に關する国際会議」を開催したが、政府はこれに参加したか。もし参加した場合はこれをどのように評価するか。

また、当該会議について、その概要の説明を求める。

十 質問九に関連し、もし参加していない場合、それはなぜか。

十一 質問五に関連し、今後日本において、このような、広く各国及び各NGOからの参加者を募るNGOにおける文民要員の訓練のための措置を講じる予定はあるか。

十二 質問十一に関連し、もし予定がある場合、その計画から運営に至る過程において、どの程度NGOの参加を求め、またNGOの発言力を確保するためにどのような措置を講じるのか。またもし予定がない場合それはなぜか。

十三 質問九に関連し、本会議の報告書において、「(訓練コースの)参加者には各国政府職員やNGOも含めるべき」、「紛争地域の人々を含め、異なる文化的背景の参加者があることが望ましい」と述べられているが、これをどのように評価するか。

十四 一九九五年二月、スウェーデンに、PKOにおける文民の重要な役割である選挙支援に関する政府機関が設置されたが、設置時点では日本政府は参加していなかった。それはなぜか。また今後参加する予定はあるか。予定がないとすれば、それはなぜか。

十五 質問十四に関連し、現在この機関の参加国及び活動状況などをどのように把握しているか。またどのように評価しているか。

十六 スウェーデンやオーストリアのようないわゆるPKO先進国と比較して、日本政府はPKOにおける文民の強化及びNGOの役割の強化に対して積極的ではなかったと考えるが、いかがか。もし積極的ではなかったのであれば、それはなぜか。またもし積極的であるとするのなら、その根拠は何か。

出された、「人道的援助、復興及び開発のための技術協力分野における国連の活動に対するボランティア「ホワイト・ヘルメット」の参加」と題する事務総長の報告(A/50/203/Add/A)によると、日本政府もこの問題に関して見解を提出している。この見解の説明を求めるとともに、この問題に対する政府の評価はいかがか。またこの問題に関してすでに何らかの具体的取り組みはあるのか。ないとするればそれはなぜか。あるいは今後取り組み予定はあるか。ないとするればそれはなぜか。

十八 政府は九五年四月二十八日付けで、「軍縮のための教育と広報問題」に関して国連に見解を提出し、これを「軍縮問題の教育及び広報」に関して専門的に取り組んでいるNGOは存在していない」という言葉で結んでいるが、その理由は何か。また、この問題に関しては、教育、平和、宗教などに関する多くのNGOが国連に見解を寄せており、これが公表されているが、このことをどのように評価するか。前記の政府見解はこれらのNGOが見解を寄せていることと矛盾しないか。

ルワンダへの平和協力隊の派遣に関する今回の措置に関して。

一 これはいつ計画されたのか。また計画が具体化する経緯はどのようなものか。

二 さらに現地で活動しているNGOで、平和協力隊員とされる予定のNGOは、いつ日本を出発したのか。それは今回の措置を了解した上での出発か。

三 これらのNGOを平和協力隊員とする期間は一ヶ月程度と報じられているが、これは事実か。

四 これらNGOの現地活動が終了する時期はいつか。

五 この平和協力隊は現地解散か、それとも帰国して解散するのか。

六 この平和協力隊の派遣期間がこれらのNGOが予定している現地活動期間を下回る場合、平和協力隊の解散に伴って帰国を強制されるのか。

七 もしこの平和協力隊が現地解散である場合、ビザはどのような扱いになるのか。

八 もしこの平和協力隊が現地解散である場合、現地で活動する人員が民間人から公務員へ身分が変わり、さらにその後再び民間人に戻ることになるが、これがNGOの活動に混乱をもたらす恐れはないか。

九 質問八に関連し、この複雑な身分の変化を原因とする混乱や犠牲が生じた場合、政府はどのように責任をとるのか。

十 隊員となったNGOのルワンダ及び近隣諸国で活動する人員は、すべて平和協力隊員となるのか。

十一 もしそのNGOの一部の人員のみが隊員になる場合、隊員となった人員は、政府によって活動地域とされた場所以外で活動する同じNGOの非隊員のところへ赴いて活動することはできるのか。

十二 一つのNGOの人員で、隊員となる人員とならない人員がいる場合、何らかの緊急事態または被害が生じた際に、非隊員には措置または補償は提供されるのか。

十三 隊員となることを希望しない日本のNGOも現地で活動している場合、何らかの緊急事態または被害が生じた際に、隊員となったNGOとならないNGOの間で補助金などに関して差をつけることはしないか。

十四 隊員となることを承諾するNGOと承諾しないNGOの間で補助金などに関して差をつけることはないか。

十五 朝日新聞九六年二月一日付け記事を始めとする報道では、この平和協力隊の派遣は閣議決定によってなされる予定と伝えられているが、国会に諮る必要はないのか。

十六 今後、NGOを隊員とする平和協力隊を結成するよう、NGOからの働きかけがあった場合、その働きかけに応じる基準は何か。

十七 今後、PKOにおける文民強化及びNGOの参加に関するNGOとの公開の定期協議機関などを設置する予定はあるか。ない場合、それはなぜか。

十八 以上、従来のPKOにおける文民強化及びNGOの参加に対する政府の姿勢には不明な点が多く、今回計画されていると報じられている措置も十分に準備を経たものとは言い難い面が多い。改めて、NGOを平和協力隊員にする必要性はどこにあるのかを問うとともに、本件に関して、国会での審議に積極的に応じることを求める。

右質問する。

内閣衆質一四〇第三号
平成九年二月十八日
内閣総理大臣 橋本龍太郎
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員辻元清美君提出ルワンダへの平和協力隊の派遣に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員辻元清美君提出ルワンダへの平和協力隊の派遣に関する質問に対する答弁書

①の一について

国際連合の平和維持活動に関する特別委員会の議事に関し、御指摘の趣旨の報道がされたことは承知しているが、同特別委員会の議事は非公開で行われているものであり、公開された演説及び報告書以外の内容についてお答えすることは差し控えたい。

①の二について

御指摘の「Eggs」という語が、千九百九十年以前に国際連合総会、安全保障理事会及び経済

社会理事會において採択された決議並びに国際連合憲章(昭和三十一年条約第二十六号)に基づいてそれぞれの機関に設けられた補助機関が行った報告において使用された例については、総件数は把握していないが、複数であると承知している。

①の三について

御指摘の「Institute」という語が、千九百九十年以前に国際連合総会、安全保障理事会及び経済社会理事會において採択された決議並びに国際連合憲章に基づいてそれぞれの機関に設けられた補助機関が行った報告において使用された例については、総件数は把握していないが、複数であると承知している。

①の四について

御指摘の報告書は、国際連合平和維持活動における文民部門の活用及びその育成の重要性を指摘した上で、今後講じられることが望まれる方策について有益な示唆を含んでいるものと考えている。

①の五から八までについて

御指摘の文民訓練コースについては、これまで我が国政府に対して参加の招請がなかったため、御指摘の千九百九十三年当時には、同訓練コースの設置についての情報はなく、また同訓練コースに政府としてこれまで職員又は調査団等を派遣したことはないが、同訓練コースは現在でも開催されていると承知している。

①の九及び十について

御指摘の国際会議については、我が国政府に対し参加の招請がなかったため、出席しなかったところである。

①の十一及び十二について

国際社会において非政府機関(以下「NGO」という。)の関係者が文民として平和維持活動において果たし得る役割は広く認識されており、このような人材の養成のための方策が講じられることは重要だと考えているが、政府として、

具体的な措置を講ずるか否かについては、今後検討することとした。

①の十三について

御指摘の報告書については、御指摘の国際会議に我が国の政府関係者が出席しておらず、報告書の内容を承知していないので、回答は差し控えた。

①の十四について

御指摘の機関は、千九百九十五年二月にストックホルムにおいて設立された民主主義及び選挙支援国際研究所(The International Institute for Democracy and Electoral Assistance)と思われるが、我が国としては、同研究所の設立に際して、スウェーデン等の関係国と協議を行ったが、同研究所が国際機関又は政府機関でないこと等から、資金拠出が困難であったこと等の理由により、参加していないことである。今後、同研究所の活動状況について把握に努めることとした。

①の十五について

御指摘の機関は、設立以来、民主主義を導入する国に対する選挙に関する支援を行うことを目的として選挙に関する規範の調査及び研究等を行っていることと承知している。当該機関に資金を拠出している国は、本年一月時点において、オーストラリア、バルバドス、ベルギー、チリ、コスタ・リカ、デンマーク、フィンランド、インド、オランダ、ノールウェー、ポルトガル、南アフリカ、スペイン及びスウェーデンの十四か国であると承知している。

①の十六について

政府としては、これまでの国際平和協力業務の実施に当たっては、可能な範囲で、民間の団体の協力を得よう努めてきたところである。

①の十七について

御指摘の「ホワイト・ヘルメット」に関する我が国の見解は、国際連合総会決議四九/一三九Bに基づいた国際連合事務総長の要請に応じ

て、平成七年三月に提出したものである。

この見解においては、従来から我が国は国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和六十二年法律第九十三号)に基づき、特に開発途上にある海外の地域において大規模な災害が発生した場合には国際緊急援助隊を派遣し援助を行ってきたこと及び国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)に基づき人道的な国際救援活動のために国際平和協力業務を実施した実績があることを示すとともに、「ホワイト・ヘルメット」の性格、国際連合難民高等弁務官事務所等他の国際連合の機関との関係等を明確にする必要がある旨指摘したところである。

現在のところ、人道的援助等の分野における民間人を含めた人的貢献については、国際緊急援助隊の派遣や国際平和協力業務の実施等を通じて行っていく考えである。

①の十八について

御指摘の記述は、我が国が国際連合事務総長の要請に応じて、平成七年四月二十八日付けで提出した報告におけるものであるが、お尋ねの点については、その当時、政府の承知する限りにおいては、我が国には軍縮問題の教育及び広報のみに専門的に取り組んでいるNGOは存在しなかったため、その旨を記述したものである。

また、国際連合が軍縮のための教育と情報の問題に関して過去に公表した報告(A/四六/五〇六、A/四八/三六六及びA/四八/三六六/Add.一)の中には、NGOが提出した報告が含まれているが、その中には我が国を本拠地とするNGOの報告は含まれていなかったものと承知している。

②の一から十一まで、十五及び十八について

政府としては、これまで、ルワンダ帰還難民の救援に係る国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の適用について検討してきた

ところであるが、ルワンダ共和国における急激な治安情勢の悪化等にかんがみ、当該適用を見合わせることにしたところである。

②の十二について

国際平和協力隊の隊員でない者については、国際平和協力隊の隊員に対して行われる国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)に基づく補償等の措置の対象とはならない。

②の十三及び十四について

特定のNGOの関係者が国際平和協力隊の隊員となるか否かにより、補助金等の取扱いについて当該NGO及びそれ以外のNGOとの間で差異を設ける考えはない。

②の十六及び十七について

今後、御指摘のような機関等を設置することについては未定であるが、いずれにせよ、国際平和協力隊に係る御指摘のようなNGOからの働き掛けがあった場合には、事案に応じて検討してまいりたい。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区
大蔵省印刷局	虎ノ門二丁目一番四号
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部
送料	〇〇三円
別	〇〇四円